

展示会出展支援事業募集要領

(埼玉県先端素材プロジェクト)

1 事業目的

本事業は、先端素材に関する技術・製品等を開発した県内企業の販路開拓を支援するため、展示会への出展費用の一部を支援するものである。

※「先端素材」とは、ナノカーボン、セルロースナノファイバーに加え、炭素繊維複合材の CFRP や機能性ガラス素材、高耐熱かつ高強度な樹脂素材、高機能繊維に利用される素材など、「高性能化」「高付加価値化」「軽量化」「高強度化」を実現する素材を指す。

2 対象者

埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を置く中小企業とする。

3 支援内容

(1) 対象展示会

3月20日までに行われる展示会とする。

ただし、共同出展募集を行う展示会は除く。

(2) 支援金額

本事業採択企業（以下「採択企業」という。）が展示会に出展するにあたり負担する経費のうち、出展費（小間代）を（公財）埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）が負担する。なお、この支援金額は1社あたり25万円を上限とする。

(3) 出展対象

次に該当するものを展示することとする。

ア 先端素材を活用した素材又は製品

イ 先端素材を活用する技術又は装置

ウ 先端素材の材料・素材の評価測定技術又は装置

エ 先端素材の活用により産業振興に資するもの

(4) 方法

3(2)の費用については、主催者等が公社に直接請求することとし、採択企業はこれを除いた金額について請求を受け主催者等に対し直接支払うこととする。

4 採択予定件数

4件程度

5 応募方法

展示会出展支援事業申請書（様式第1号）に記入・押印の上、郵送（必着）又は直接公社へ

提出すること。

6 募集期間

9月末日までとする。ただし、支援決定額が予算額に達し次第、募集は終了する。なお、審査の結果、支援決定額が予算額に満たない場合、再度募集を行う。

7 採択決定

(1) 審査

順次書類審査を行う。

(2) 審査内容

主に以下の観点により審査する。

- ア 出展内容（製品・技術等）が本事業に即していること
- イ 展示会出展の目的やターゲットが明確であること
- ウ 展示会出展により販路拡大等の成果が見込まれること
- エ 展示会出展により県内企業への波及効果が見込まれること

(3) 結果

採択又は不採択について様式第2号により申請者に通知する。

8 キャンセル料

採択通知後に出展を取りやめる場合は、速やかに連絡すること。その場合発生するキャンセル料については、100%申請者の負担とする。

9 実績報告

展示会出展支援事業実績報告書（様式第3号）の提出期限は、展示会終了後、2週間以内とする。ただし、3月15日以降開催の展示会については、3月30日を提出期限とする。

10 フォローアップ調査報告

展示会出展支援事業フォローアップ調査報告書（様式第4号）は、展示会終了後、6か月後に提出する。

附 則

この要領は、平成31年4月19日から施行する。

この要領は、令和2年5月1日から施行する。